

# 地域間幹線系統確保維持計画

令和5年6月30日

(名称) 福岡県バス対策協議会

(代表者名) 会長 福岡県企画・地域振興部長

生活交通確保維持改善計画の名称
福岡県地域間幹線系統確保維持計画
<b>1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性</b>
<p>福岡県では、都市部においては鉄道、地下鉄、モノレール等の公共交通機関が整備されているものの、県内全域をカバーする最も身近な公共交通機関としては、バスが代表的な生活交通手段となっている。</p> <p>しかし、近年の人口減少や過疎化の進行など、路線バスの経営は厳しい環境にさらされ、県内における乗合バス輸送実績は昭和44年代をピークに減少を続けており、令和3年度末時点でピーク時の約半数の201,101千人に留まっている。</p> <p>最近では、路線バス運転手の担い手不足も顕在化し、一段と路線バス事業者の経営環境は厳しさを増している。不採算路線の廃止、減便など公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の低下による、通院、通学、通勤、買い物等の日常生活への甚大な影響は、県民の方々にとって切実な問題である。</p> <p>このため、地域公共交通確保維持事業により、地域住民が生活する上で必要な幹線バス路線を確保・維持していくため、福岡県地域間幹線系統確保維持計画において、複数市町村にまたがり、一定の輸送量を有する「地域間幹線系統」を定めるものである。</p> <p>加えて、その幹線に繋がるフィーダー系統の利便性が向上し、存続されることで地域内の移動も確保されることも目的とする。</p>
<b>2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果</b>
(1) 事業の目標
別紙「2. 定量的な目標・効果」、「10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項」を参照
(2) 事業の効果
別紙「2. 定量的な目標・効果」、「10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項」を参照
<b>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</b>
別紙「2. 定量的な目標・効果」、「10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項」を参照
<b>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者</b>
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」参照 運行事業者については、運行上の安全面と利用者への利便性等のサービス品質を考慮し、総合的に判断して、当該系統を運行する既存事業者とする。
<b>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</b>

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」参照

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

堀川バス株式会社、昭和自動車株式会社、西鉄バス佐賀株式会社、西鉄バス久留米株式会社、西鉄バス筑豊株式会社、西鉄バス宗像株式会社、西鉄バス大牟田株式会社、西鉄バス北九州株式会社、西鉄バス二日市株式会社、JR九州バス株式会社、株式会社甘木観光バス

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法  
【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

活性化法法定協議会を補助対象事業者としていないため記載なし

8. 別表1の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要  
【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧  
【地域間幹線系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表4」参照

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項  
【地域間幹線系統のみ】

別紙「2. 定量的な目標・効果」、「10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項」を参照

11. 外客来訪促進計画との整合性

外客来訪促進計画は策定されていないため記載なし。

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要  
【地域内フィーダー系統のみ】

※該当なし

13. 車両の取得に係る目的・必要性  
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

表7別紙を参照

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果  
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

表7別紙を参照	
(2) 事業の効果	
表7別紙を参照	
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額【 <u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】	
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6及び表7」参照	
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【 <u>公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】	
減価償却費等国庫補助金のため記載なし	
17. 協議会の開催状況と主な議論	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年4月11日から令和5年5月10日まで、生産性向上WGを対面及び書面にて開催。補助対象路線における生産性向上の取組みについて協議・検討</li> <li>・令和5年5月22日から令和5年5月30日まで、令和5年度福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会合同会議（書面開催）において計画内容について協議</li> <li>・令和5年6月27日 福岡県バス対策協議会において計画について審議</li> </ul>	
18. 利用者等の意見の反映状況	
令和5年6月5日～6月19日にかけて県のホームページにて本計画に関するパブリックコメントを実施。	
19. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	福岡県企画・地域振興部交通政策課
関係市区町村	県内全市町村
交通事業者・交通施設管理者等	北九州市交通局、西日本鉄道株式会社、堀川バス株式会社、昭和自動車株式会社、西鉄バス佐賀株式会社、西鉄バス久留米株式会社、西鉄バス筑豊株式会社、西鉄バス宗像株式会社、西鉄バス大牟田株式会社、西鉄バス北九州株式会社、西鉄バス二日市株式会社、JR九州バス株式会社、株式会社甘木観光バス、一般社団法人福岡県バス協会
地方運輸局	九州運輸局、福岡運輸支局
その他協議会が必要と認める者	福岡県市長会、福岡県町村会

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）福岡市博多区東公園7-7

（所 属）福岡県企画・地域振興部交通政策課

（氏 名）田辺 好徳 ・ 石川 理生

（電 話）092-643-3166

（e-mail）kousei@pref.fukuoka.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

R6年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
福岡県	堀川バス(株)	(1) 羽犬塚～ゆめタウン前～黒木	3,243.5	
福岡県	堀川バス(株)	(2) 羽犬塚～蒲原～柴庵	5,492.5	
福岡県	堀川バス(株)	(3) 福島～鎌水～久留米駅	2,347.0	
福岡県	堀川バス(株)	(4) 福島～田ノ原～十籠車庫前	3,068.0	
福岡県	堀川バス(株)	(5) 瀬高駅前～西鉄柳川～亀の井ホテル柳川	3,375.5	
	小計		17,526	
福岡県	昭和自動車(株)	(1) 芥屋線(前原～前原駅前・加布里～芥屋)	3,461.0	
福岡県	昭和自動車(株)	(2) 船越線(前原～師吉公民館前・初～船越)	1,429.0	
福岡県	昭和自動車(株)	(3) 野北線(前原～師吉公民館前・野北～伊都営業所)	1,759.0	
福岡県	昭和自動車(株)	(4) 九大線糸島(前原駅前北口～波多江～九大東ゲート)	2,040.0	
福岡県	昭和自動車(株)	(5) 九大線糸島(周船寺小学校～高田～九大東ゲート)	1,792.0	
	小計		10,481	
福岡県	西鉄バス佐賀(株)	(1) JR久留米～久留米警察署～西鉄鳥栖	2,545.5	
福岡県	西鉄バス佐賀(株)	(2) 鳥栖駅～綾部・国立東佐賀病院前～西鉄久留米	776.5	
福岡県	西鉄バス佐賀(株)	(3) 佐賀第二合同庁舎～江見～西鉄久留米	1,695.0	
	小計		5,017	
福岡県	西鉄バス佐賀(株) 西鉄バス久留米(株) 共同運行	(1) 佐賀第二合同庁舎～目達原・長門石～西鉄久留米	2,167.0	
	小計		2,167	
福岡県	西鉄バス久留米(株)	(1) 早津江～布橋～西鉄柳川	1,751.0	
福岡県	西鉄バス久留米(株)	(2) 大野島農協前～堤・恋木神社・筑後市立病院～羽犬塚駅前	2,259.0	
福岡県	西鉄バス久留米(株)	(3) 大川橋～下林・大善寺～JR久留米	5,637.0	
福岡県	西鉄バス久留米(株)	(4) 今村天主堂～北野～西鉄久留米	2,300.5	
福岡県	西鉄バス久留米(株)	(5) 上原～草野駅前～JR久留米	3,655.0	
福岡県	西鉄バス久留米(株)	(6) JR久留米～久留米市役所～羽犬塚駅前	1,465.0	

福岡県	西鉄バス久留米(株)	(7) 上原～草野駅前～西鉄久留米	2,652.5	
福岡県	西鉄バス久留米(株)	(8) 筑後船小屋駅前～羽犬塚～JR久留米	3,884.5	
	小計		23,604	
福岡県	西鉄バス筑豊(株)	(1) 小竹～天道線(新飯塚駅～小竹上町～赤池工業団地)	2,891.5	
福岡県	西鉄バス筑豊(株)	(2) 直方～鞍手～遠賀線(直方～五反田・鞍手車庫～遠賀川駅)	4,899.5	
福岡県	西鉄バス筑豊(株)	(3) 直方～鞍手～遠賀線(遠賀川駅～新入～直方)	1,979.0	
福岡県	西鉄バス筑豊(株)	(4) 飯塚～大隈線(西鉄大隈～漆生～飯塚)	5,595.0	
福岡県	西鉄バス筑豊(株)	(5) 碓井線(西鉄大隈～桂川駅～飯塚)	2,160.5	
福岡県	西鉄バス筑豊(株)	(6) 上山田線(山野社宅～上三緒～飯塚)	1,550.5	
福岡県	西鉄バス筑豊(株)	(7) 上山田線(上山田～上三緒～飯塚)	2,364.0	
福岡県	西鉄バス筑豊(株)	(8) 添田線(西鉄後藤寺～川崎～めんべい添田町工場)	2,871.0	
福岡県	西鉄バス筑豊(株)	(9) 飯塚市内線(赤坂橋～有井～飯塚)	769.5	
福岡県	西鉄バス筑豊(株)	(10) 飯塚市内線(明治抗～飯塚～明星寺団地)	2,998.0	
福岡県	西鉄バス筑豊(株)	(11) 直方～黒崎線(直方～引野口～黒崎)	4,695.5	
福岡県	西鉄バス筑豊(株)	(12) みやわか線(宮田バス停～鞍手車庫～鞍手駅)	679.0	
	小計		33,453	
福岡県	西鉄バス宗像(株)	(1) 津屋崎～鐘崎線(東郷駅～波止場・福岡海岸～光陽台六丁目)	3,741.5	
福岡県	西鉄バス宗像(株)	(2) 津屋崎～鐘崎線(東郷駅～宗像大社～神湊波止場)	2,143.0	
福岡県	西鉄バス宗像(株)	(3) 津屋崎～鐘崎線(鐘崎車庫～宗像コモン・東郷～東郷駅)	3,814.5	
福岡県	西鉄バス宗像(株)	(4) 津屋崎～鐘崎線(鐘崎車庫～宗像コモン・ネオポリス～赤間営業所)	3,837.0	
	小計		13,536	
福岡県	西鉄バス大牟田(株)	(1) 西鉄大牟田営業所～大牟田市立病院・上町～庄山	482.0	
福岡県	西鉄バス大牟田(株)	(2) 西鉄大牟田営業所～延命公園動物園前・大牟田市立病院・新大牟田駅～南関町役場	4,945.0	
福岡県	西鉄バス大牟田(株)	(3) 荒尾駅前～右京町～久福木団地	2,600.5	
福岡県	西鉄バス大牟田(株)	(4) 荒尾駅前～天領橋・高泉団地～三池中町	2,586.0	
	小計		10,613	

福岡県	西鉄バス北九州(株)	(1) 中間線(香月営業所～鳥森・JR中間駅～筑鉄中間)	1,303.5	
福岡県	西鉄バス北九州(株)	(2) 行橋～下曾根線(行橋営業所～九州労災病院)	3,543.5	
	小計		4,847	
福岡県	西鉄バス二日市(株)	(1) 星ヶ丘線(西鉄二日市駅東口～太宰府高校入口)	1,334.0	
福岡県	西鉄バス二日市(株)	(2) 宇美～太宰府線(太宰府市役所前～上宇美～宇美営業所)	3,821.5	
福岡県	西鉄バス二日市(株)	(3) 南ヶ丘線(月の浦営業所～下大利駅・天拝～西鉄二日市)	1,795.0	
福岡県	西鉄バス二日市(株)	(4) 南ヶ丘線(西鉄二日市～天拝坂・下大利駅～月の浦営業所)	1,822.0	
福岡県	西鉄バス二日市(株)	(5) つつじヶ丘線(南山手団地～下大利駅～南山手団地)	3,396.0	
福岡県	西鉄バス二日市(株)	(6) 二日市線(太宰府～吉木入口～西鉄二日市)	2,684.0	
福岡県	西鉄バス二日市(株)	(7) 二日市線(原営業所前～吉木入口・吉木～西鉄二日市)	3,161.0	
	小計		18,013	
福岡県	JR九州バス(株)	(1) 山の神～久山～博多	9,040.5	
福岡県	JR九州バス(株)	(2) 直方～鞍手高校前～博多	22,875.0	
福岡県	JR九州バス(株)	(3) 直方～鞍手高校前～福丸	5,765.5	
福岡県	JR九州バス(株)	(4) 添田駅～日田駅	7,600.0	
	小計		45,281	
福岡県	(株)甘木観光バス	(1) 田主丸線(医師会経由)	3,090.5	
	小計		3,090	
合 計			187,628	

国庫補助額を算出するための根拠となる費用等について、補助対象年度以降は、補助対象期間の計画と同じ又は曜日の違いによる運行回数に係る変更のみである。

令和6年度系統別運行計画一覧

		事業者名		西鉄バス北九州株式会社																							
申請 番号	運行系統名	主系統 みなし系 統の別	循環系統 の有無	キロ程 (往路)	キロ程 (復路)	1日あたりの運行回数														運行計画					備 考		
						平日							休日							運行日数						運行回数 千	実車走行 キロ
						平日	土曜	日祝	年末 年始 など	お盆 など	その 他1	その 他2	平日	土曜	日祝	年末 年始 など	お盆 など	その 他1	その 他2	計							
1	中間線(香月営業所～鳥森・JR中間駅～筑鉄中間)	主系統	無	10.1	10.1	6.0	6.0	6.0					243	51	72					366	2,196.0	44,359.2					
	合計					6.0	6.0	6.0	0.0	0.0	0.0	0.0	/	/	/	/	/	/	/	/	2,196.0	44,359.2					
2	行橋～下曾根線(行橋営業所～九州労災病院)	主系統	無	18.3	18.3	8.0	8.0	8.0					243	51	72					366	2,928.0	107,164.8					
	合計					8.0	8.0	8.0	0.0	0.0	0.0	0.0	/	/	/	/	/	/	/	/	2,928.0	107,164.8					

令和6年度計画平均乗車密度計算表

事業者名 西鉄バス北九州株式会社

番 申 号 請	停留所相互間 総運賃額 (A)	停留所相互間 総キロ (B)	平均賃率(C) $A \div B \times$ (1-10/110)	基準年度の実 績運送収入 (D)	基準年度の実 績実車キロ (E)	実車キロあたり 運送収入(F) $D \div E$	計画実車走 行キロ(G)	計画運送収 入(H) $F \times G$	計画平均乗 車密度(I) $H \div G \div C$
1	7,588 円	125.9 km	54円.78銭	5,349,927 円	44,096.6 km	121円.32銭	44,359.2 km	5,381,658 円	2.2
2	23,291 円	457.2 km	46円.92銭	11,804,288 円	106,579.2 km	110円.75銭	107,164.8 km	11,868,501 円	2.3

補助対象システムのキロあたり経常収益 計算表

事業者名 西鉄バス北九州株式会社

番 申 号 請	基準年度の前々年度 (R2)			基準年度の前年度 (R3)			基準年度 (R4)			3ヶ年度の 平均経常収益 ((C)+(F)+ (I))/3
	経常収益 (G)	実車キロ (H)	キロあたり 経常収益 (G)/(H)=(I)	経常収益 (D)	実車キロ (E)	キロあたり 経常収益 (D)/(E)=(F)	経常収益 (A)	実車キロ (B)	キロあたり 経常収益 (A)/(B)=(C)	
1	7,817,873 円	40,925.2 km	191円.02銭	8,804,880 円	44,137.0 km	199円.48銭	7,442,521 円	44,096.6 km	168円.77銭	186円.42銭
2	11,776,035 円	129,403.3 km	91円.00銭	13,489,290 円	128,761.1 km	104円.76銭	16,500,587 円	106,579.2 km	154円.81銭	116円.85銭

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名 **西鉄バス北九州株式会社**

R6

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の 損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	6,007,278千円	営業外収益	214,550千円	経常収益(イ)	6,221,828千円	
	営業費用	6,400,619千円	営業外費用	98千円	経常費用(ロ)	6,400,717千円	
	営業損益	△ 393,341千円	営業外損益	214,452千円	経常損益	△ 178,889千円	
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	15,747,499.2 km					経常収支率	97.20 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	5,862,914千円	営業外収益	364,400千円	経常収益(イ)	6,227,314千円	
	営業費用	6,529,528千円	営業外費用	376千円	経常費用(ロ)	6,529,904千円	
	営業損益	△ 666,614千円	営業外損益	364,024千円	経常損益	△ 302,590千円	
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	16,804,419.0 km					経常収支率	95.36 %

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	6,295,359千円	営業外収益	19,236千円	経常収益(イ")	6,314,595千円	
	営業費用	6,909,263千円	営業外費用	1千円	経常費用(ロ")	6,909,264千円	
	営業損益	△ 613,904千円	営業外損益	19,235千円	経常損益	△ 594,669千円	
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ")	18,148,115.9 km					経常収支率	91.39 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ'÷ハ'=a	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ"÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ'=c
北九州	380円.71銭	388円.58銭	406円.45銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (a+b+c)/3=ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
北九州	391円.91銭	401円.01銭	391円.91銭	395円.09銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

西鉄バス北九州株式会社

R6

補助 ブロッ ク名	申 請 番 号	特 例 措 置	運行系統			計画運 行日数	計画運 行回数 ( )	計画平 均乗車 密度	計画輸 送量	系統キロ程		地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキ ロ程	系統キロ程と地 域公共交通再編 事業を実施する 区域におけるキ ロ程との比率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック都道府 県外乗入部分のキロ程	他路線との競合 部分に係るキロ程	他路線との競合 率	補助ブロック外乗 入部分、同一補 助ブロック都道府 県外乗入部分及 び他路線との競 合部分以外のキ ロ程の比率 (チー(リ+ヌ+ ル))÷チ=ヲ	
			起点	主な 経由地	終点					チ	オ								
北九州	1		中間線(香月営業所 ～鳥森・JR中 間駅～筑紫中間)	香月 営業所	鳥森 JR中間駅	筑紫 中間	366日	2,196.0回 (6.0回)	2.2	13.2人	往10.1km 復10.1km	(平均) 10.1km		(平均)	(平均)	(平均)	(平均)	%	%
	2		行橋～下曾根線 (行橋営業所～九 州労災病院)	行橋営業所		九州労災病院	366日	2,928.0回 (8.0回)	2.3	18.4人	往18.3km 復18.3km	(平均) 18.3km		(平均)	(平均)	(平均)	(平均)	(平均)	%
合計			2系統								往28.4km 復28.4km	(平均) 28.4km		(平均)	(平均)	(平均)	(平均)		

西鉄バス北九州株式会社

R6

補助 ブロッ ク名	申 請 番 号	特 例 措 置	補助ブロック外乗 入部分及び同一 補助ブロック都道 府県外乗入部分 以外のキロ程の 比率 (チー(リ+ヌ+ ル))÷チ=ヲ	計画実車走行 キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ワ以下の額: カ	(d+e+f)/3=ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象系統の 経常収益の見込 額 ノ×ワ以上の額: ヨ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額 カ-ヨ=タ	補助対象経費 の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうち いずれか少ない ほうの額 ソ
							基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間						
							経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系統の 実車走行キロ当 たり経常収益 ヤ"÷マ'=d	経常収益 ヤ"	実車走行 キロ マ"	補助対象系統の 実車走行キロ当 たり経常収益 ヤ÷マ'=e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の 実車走行キロ当 たり経常収益 ヤ÷マ'=f				
北九州	1		100.000%	44,359.2km	17,384,814円	186円.42銭	7,817,873円	40,925.2 km	191円.02銭	8,804,880円	44,137.0 km	199円.48銭	7,442,521円	44,096.6 km	168円.77銭	8,269,442円	9,115,372円	7,823,166円	7,823,166円
	2		100.000%	107,164.8km	41,998,956円	116円.85銭	11,776,035円	129,403.3 km	91円.00銭	13,489,290円	128,761.1 km	104円.76銭	16,500,587円	106,579.2 km	154円.81銭	12,522,206円	29,476,750円	18,899,530円	18,899,530円
合計				151,524.0km	59,383,770円		19,593,908円	170,328.5 km		22,294,170円	172,898.1 km		23,943,108円	150,675.8 km		20,791,648円	38,592,122円	26,722,696円	26,722,696円

西鉄バス北九州株式会社

R6

補助 ブロッ ク名	申 請 番 号	特 例 措 置	ソのうち補助ブ ロック外乗入部 分、同一補助ブ ロック都道府県 外乗入部分及び 他路線との競合 部分以外に係る もの ソ×ヲ=ツ	ソのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック都道府 県外乗入部分以 外に係るもの ソ×ヲ'=ツ'	計画平均乗車 密度が5人 未満の路線 ソ×みなし運行 回数/①計画運 行回数=ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から 経常収益を控除 した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫 補助額を控除し た額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
										負担額	負担 割合	負担額	負担 割合	負担額	負担 割合	負担額	負担 割合	
北九州	1		7,823,166円	7,823,166円	2,607,722円	2,607 千円	1,303.5千円	9,115,372円	7,811,872円	1,303,500円	16.7%	協議中	#VALUE!		協議中	#VALUE!		
	2		18,899,530円	18,899,530円	7,087,323円	7,087 千円	3,543.5千円	29,476,750円	25,933,250円	3,543,500円	13.7%	協議中	#VALUE!		協議中	#VALUE!		
合計			26,722,696円	26,722,696円	9,695,045円	9,694 千円	4,847千円	38,592,122円	33,745,122円	4,847,000円	14.4%				28,898,122円	85.6%		

(1) 記載要領

- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バスを除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者においては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第335号、自旅第151号、自費第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 補助ブロック名の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年〇月〇日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を記載すること。
- 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載すること。また、カッコ内には1日当日計画運行回数又は平日1日当日計画運行回数のいずれかを記載すること。
- 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)-補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)-同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ))に係るキロ程を記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。

令和6年度系統別運行計画一覧

		事業者名																				西鉄バス二日市株式会社	
申請番号	運行系統名	主系統 みなし系統の別	循環系統 の有無	キロ程 (往路)	キロ程 (復路)	1日あたりの運行回数							運行計画										備考
						平日							運行日数							運行回数 チ	実車走行 キロ		
						平日	土曜	日祝	年末 年始 など	お盆 など	その他1	その他2	平日	土曜	日祝	年末 年始 など	お盆 など	その他1	その他2			計	
1	【星ヶ丘線】西鉄二日市駅東口 ～太宰府高校入口	主系統	無	3.7	3.7	28.5	27.5	30.5					240	50	76					366	10,533.0	77,944.2	
	合計					28.5	27.5	30.5	0.0	0.0	0.0	0.0									10,533.0	77,944.2	
2	【宇美～太宰府線】太宰府市役 所前～上宇美～宇美営業所	主系統	無	10.2	10.2	15.0	8.0	8.0					240	50	76					366	4,608.0	94,003.2	
	合計					0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0									4,608.0	94,003.2	
3	【南ヶ丘線】月の浦営業所～下 大利駅・天拝～西鉄二日市	主系統	無	14.9	14.9	5.5	4.5	4.5					240	50	76					366	1,887.0	56,232.6	
	合計					5.5	4.5	4.5	0.0	0.0	0.0	0.0									1,887.0	56,232.6	
4	【南ヶ丘線】西鉄二日市～天拝 坂・下大利駅～月の浦営業所	主系統	無	14.9	14.9	5.5	4.5	4.5					240	50	76					366	1,887.0	56,232.6	
	合計					5.5	4.5	4.5	0.0	0.0	0.0	0.0									1,887.0	56,232.6	
5	【つつじヶ丘線】南山手団地～ 下大利駅～南山手団地	主系統	無	12.4	12.4	13.5	14.5	14.5					240	50	76					366	5,067.0	125,661.6	
	合計					13.5	14.5	14.5	0.0	0.0	0.0	0.0									5,067.0	125,661.6	
6	【二日市線】太宰府～吉木入口 ～西鉄二日市	主系統	無	9.2	9.2	10.5	13.5	13.5					240	50	76					366	4,221.0	77,666.4	
	合計					10.5	13.5	13.5	0.0	0.0	0.0	0.0									4,221.0	77,666.4	
7	【二日市線】原営業所前～吉木 入口・吉木～西鉄二日市	主系統	無	9.1	9.1	12.0	13.0	13.0					240	50	76					366	4,518.0	82,227.6	
	合計					12.0	13.0	13.0	0.0	0.0	0.0	0.0									4,518.0	82,227.6	

### 令和6年度計画平均乗車密度計算表

事業者名 西鉄バス二日市株式会社

番 申 号 請	停留所相互間 総運賃額 (A)	停留所相互間 総キロ (B)	平均賃率(C) $A \div B \times (1-10/110)$	基準年度の実 績運送収入 (D)	基準年度の実 績実車キロ (E)	実車キロあたり 運送収入(F) $D \div E$	計画実車走 行キロ(G)	計画運送収 入(H) $F \times G$	計画平均乗 車密度(I) $H \div G \div C$
1	3,063 円	26.2 km	106円.28銭	1,493,990 円	9,201.9 km	162円.35銭	77,944.2 km	12,654,240 円	1.5
2	11,119 円	205.0 km	49円.36銭	13,082,754 円	93,126.0 km	140円.48銭	94,003.2 km	13,205,569 円	2.8
3	13,800 円	191.9 km	65円.18銭	16,617,550 円	62,311.8 km	266円.68銭	56,232.6 km	14,996,109 円	4.0
4	13,800 円	191.9 km	65円.18銭	15,248,477 円	65,902.7 km	231円.37銭	56,232.6 km	13,010,536 円	3.5
5	3,132 円	43.2 km	65円.91銭	40,833,119 円	155,000.0 km	263円.43銭	125,661.6 km	33,103,035 円	3.9
6	7,322 円	116.5 km	57円.06銭	17,911,362 円	75,973.6 km	235円.75銭	77,666.4 km	18,309,853 円	4.1
7	6,577 円	105.1 km	56円.79銭	16,366,060 円	81,590.6 km	200円.58銭	82,227.6 km	16,493,212 円	3.5

補助対象システムのキロあたり経常収益 計算表

事業者名 西鉄バス二日市株式会社

番 申 号 請	基準年度の前々年度 (R2)			基準年度の前年度 (R3)			基準年度 (R4)			3ヶ年度の 平均経常収益 ((C)+(F)+ (I))/3
	経常収益 (G)	実車キロ (H)	キロあたり 経常収益 (G)/(H)=(I)	経常収益 (D)	実車キロ (E)	キロあたり 経常収益 (D)/(E)=(F)	経常収益 (A)	実車キロ (B)	キロあたり 経常収益 (A)/(B)=(C)	
1	4,351,267 円	17,486.2 km	248円.84銭	1,861,243 円	10,189.9 km	182円.65銭	1,546,422 円	9,201.9 km	168円.05銭	199円.84銭
2	11,486,085 円	84,006.9 km	136円.72銭	12,492,232 円	90,043.8 km	138円.73銭	15,274,522 円	93,126.0 km	164円.01銭	146円.48銭
3	7,433,295 円	34,717.0 km	214円.11銭	15,751,131 円	66,394.4 km	237円.23銭	16,976,510 円	62,311.8 km	272円.44銭	241円.26銭
4	6,141,181 円	32,496.9 km	188円.97銭	14,058,355 円	66,513.6 km	211円.36銭	15,628,947 円	65,902.7 km	237円.15銭	212円.49銭
5	41,243,311 円	173,042.0 km	238円.34銭	38,903,201 円	164,337.2 km	236円.72銭	41,727,158 円	155,000.0 km	269円.20銭	248円.08銭
6	18,694,294 円	77,224.8 km	242円.07銭	16,940,316 円	77,197.2 km	219円.44銭	18,349,643 円	75,973.6 km	241円.52銭	234円.34銭
7	15,466,579 円	72,126.6 km	214円.43銭	14,872,310 円	77,213.5 km	192円.61銭	16,836,607 円	81,590.6 km	206円.35銭	204円.46銭

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名 西鉄バス二日市株式会社

R6

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	623,233千円	営業外収益	12,997千円	経常収益(イ)	636,230千円	
	営業費用	786,597千円	営業外費用	133千円	経常費用(ロ)	786,730千円	
	営業損益	△ 163,364千円	営業外損益	12,864千円	経常損益	△ 150,500千円	
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	2,329,672.3 km					経常収支率	80.87 %

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	588,572千円	営業外収益	15,049千円	経常収益(イ)	603,621千円	
	営業費用	757,415千円	営業外費用	186千円	経常費用(ロ)	757,601千円	
	営業損益	△ 168,843千円	営業外損益	14,863千円	経常損益	△ 153,980千円	
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ')	2,386,009.9 km					経常収支率	79.67 %

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	586,758千円	営業外収益	6,036千円	経常収益(イ")	592,794千円	
	営業費用	723,004千円	営業外費用	74千円	経常費用(ロ")	723,078千円	
	営業損益	△ 136,246千円	営業外損益	5,962千円	経常損益	△ 130,284千円	
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ")	2,311,392.8 km					経常収支率	81.98 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) ロ'÷ハ'=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) ロ"÷ハ"=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) ロ÷ハ=c
北九州	312円.83銭	317円.51銭	337円.69銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3=ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
北九州	322円.67銭	410円.78銭	322円.67銭	273円.09銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

西鉄バス二日市株式会社

R6

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統			計画運行回数 ( ) ①=カコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②=③	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率 オ÷チ=ク	補助ブロック外乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程 ヌ	他路線との競合部分に係るキロ程 ル	他路線との競合率 ル÷チ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ+ル))÷チ=ヲ	
				起点	主な経由地	終点				チ	オ								
北九州	1		【星ヶ丘線】西鉄二日市駅東口～太宰府高校入口	西鉄二日市駅東口	太宰府高校入口		366日	10,533.0回 (28.7回)	1.5	43.0人	往3.7km 復3.7km	3.7km	(平均)				(平均)	%	%
	2		【太宰府線】太宰府市役所前～上宇美～宇美営業所	太宰府市役所前	上宇美	宇美営業所	366日	4,608.0回 (12.5回)	2.8	35.0人	往10.2km 復10.2km	10.2km	(平均)				(平均)	%	100.000
	3		【南五ヶ丘線】月の浦営業所～下大利駅・天祥	月の浦営業所	下大利駅・天祥	西鉄二日市	366日	1,887.0回 (5.1回)	4.0	20.4人	往14.9km 復14.9km	14.9km	(平均)				(平均)	%	%
	4		【新五ヶ丘線】西鉄二日市～天祥坂・下大利駅～月の浦営業所	西鉄二日市	天祥坂・下大利駅	月の浦営業所	366日	1,887.0回 (5.1回)	3.5	17.8人	往14.9km 復14.9km	14.9km	(平均)				(平均)	%	%
	5		【南五ヶ丘線】南山手団地～下大利駅～南山手団地	南山手団地	下大利駅	南山手団地	366日	5,067.0回 (13.8回)	3.9	53.8人	往12.4km 復12.4km	12.4km	(平均)				(平均)	%	100.000
	6		【二日市線】太宰府～吉木入口～西鉄二日市	太宰府	吉木入口	西鉄二日市	366日	4,221.0回 (11.5回)	4.1	47.1人	往9.2km 復9.2km	9.2km	(平均)				(平均)	%	%
	7		【二日市線】原営業所前～吉木入口・吉木～西鉄二日市	原営業所前	吉木入口・吉木	西鉄二日市	366日	4,518.0回 (12.3回)	3.5	43.0人	往9.1km 復9.1km	9.1km	(平均)				(平均)	%	100.000
合計			7系統								復74.4km	74.4km	(平均)			(平均)			

西鉄バス二日市株式会社

R6

補助ブロック名	申請番号	特例措置 (チ-(リ+ヌ)÷チ=ヲ)	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額: カ	(d+e+f)/3=ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益						補助対象系統の経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額: ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ-ヨ=タ	補助対象経常費用の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ			
							基準期間の前々年度			基準期間の前年度							基準期間		
							経常収益 ヤ"	実車走行 キロ マ"	補助対象系統の 実車走行キロ当 たり経常収益 ヤ"÷マ"=d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系統の 実車走行キロ当 たり経常収益 ヤ'÷マ'=e					経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の 実車走行キロ当 たり経常収益 ヤ÷マ=f
北九州	1		100.000%	77,944.2km	25,150,255円	199円.84銭	4,351,267円	17,486.2 km	248円.84銭	1,861,243円	10,189.9 km	182円.65銭	1,546,422円	9,201.9 km	168円.05銭	15,576,368円	9,573,887円	11,317,614円	9,573,887円
	2		100.000%	94,003.2km	30,332,012円	146円.48銭	11,486,085円	84,006.9 km	136円.72銭	12,492,232円	90,043.8 km	138円.73銭	15,274,522円	93,126.0 km	164円.01銭	13,769,588円	16,562,424円	13,649,405円	13,649,405円
	3		100.000%	56,232.6km	18,144,573円	241円.26銭	7,433,295円	34,717.0 km	214円.11銭	15,751,131円	66,394.4 km	237円.23銭	16,976,510円	62,311.8 km	272円.44銭	13,566,677円	4,577,896円	8,165,057円	4,577,896円
	4		100.000%	56,232.6km	18,144,573円	212円.49銭	6,141,181円	32,496.9 km	188円.97銭	14,058,355円	66,513.6 km	211円.36銭	15,628,947円	65,902.7 km	237円.15銭	11,948,865円	6,195,708円	8,165,057円	6,195,708円
	5		100.000%	125,861.6km	40,547,228円	248円.08銭	41,243,311円	173,042.0 km	238円.34銭	38,903,201円	164,337.2 km	236円.72銭	41,727,158円	155,000.0 km	269円.20銭	31,174,129円	9,373,099円	18,246,252円	9,373,099円
	6		100.000%	77,666.4km	25,060,617円	234円.34銭	18,694,294円	77,224.8 km	242円.07銭	16,940,316円	77,197.2 km	219円.44銭	18,349,643円	75,973.6 km	241円.52銭	18,200,344円	6,860,273円	11,277,277円	6,860,273円
	7		100.000%	82,227.6km	26,532,379円	204円.46銭	15,466,579円	72,126.6 km	214円.43銭	14,872,310円	77,213.5 km	192円.61銭	16,836,607円	81,590.6 km	206円.35銭	16,812,255円	9,720,124円	11,939,570円	9,720,124円
合計			569,968.2km	183,911,637円		104,816,012円	491,100.4 km		114,878,788円	551,889.6 km		126,339,809円	543,106.6 km		121,048,226円	62,863,411円	82,760,232円	59,950,392円	

西鉄バス二日市株式会社

R6

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ラ=ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×ラ' =ツ'	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数/①計画運行回数=ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北九州	1		9,573,887円	9,573,887円	2,668,679円	2,668 千円	1,334.0千円	9,573,887円	8,239,887円	1,334,000円	16.2%							
	2		13,649,405円	13,649,405円	7,643,666円	7,643 千円	3,821.5千円	16,562,424円	12,740,924円	3,821,500円	30.0%							
	3		4,577,896円	4,577,896円	3,590,506円	3,590 千円	1,795.0千円	4,577,896円	2,782,896円	1,795,000円	64.5%							
	4		6,195,708円	6,195,708円	3,644,534円	3,644 千円	1,822.0千円	6,195,708円	4,373,708円	1,822,000円	41.7%							
	5		9,373,099円	9,373,099円	6,792,100円	6,792 千円	3,396.0千円	9,373,099円	5,977,099円	3,396,000円	56.8%							
	6		6,860,273円	6,860,273円	5,368,909円	5,368 千円	2,684.0千円	6,860,273円	4,176,273円	2,684,000円	64.3%							
	7		9,720,124円	9,720,124円	6,322,031円	6,322 千円	3,161.0千円	9,720,124円	6,559,124円	3,161,000円	48.2%							
合計		59,950,392円	59,950,392円	36,030,425円	36,027 千円	18,013千円	62,863,413円	44,849,911円	18,013,000円	40.2%					26,836,911円	59.8%		

(1) 記載要領

- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年〇月〇日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を記載すること。
- 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載すること。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載すること。
- 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ))に係るキロ程を記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
- 「補助対象経費」の欄は、(ネ)(計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載すること。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に(ク)の金額を加えた金額を記載すること。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ)の金額を記載すること(千円未満の端数は切り捨て)。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。  
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。  
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要